

## 訪問介護(生活援助中心型)が厚生労働大臣の定める回数以上となる 居宅サービス計画の届出フロー図

訪問介護(生活援助中心型)を厚生労働大臣の定める回数を超えた場合  
(平成30年10月1日以降)



高齢介護課へ届出 ※原則、相談・受付は高齢介護課となります。

○提出期限:作成(変更)月の翌月の末日まで

### 【提出書類】

- (1) 厚生労働大臣が定める回数以上となる訪問介護(生活援助中心型)の居宅介護サービス届出書
- (2) フェイスシート、アセスメント表(当該居宅サービス計画作成時のもの)
- (3) 居宅サービス計画書(第1表~第3表及び第6表、第7表)

- ※ アセスメント表、居宅サービス計画書については「写し」を提出してください。
- ※ 居宅サービス計画書は、利用者に同意を得て交付したものを提出してください。
- ※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。



届出書類の確認・受理



居宅サービス計画検討会で内容を確認

確認の結果、内容の検証が必要と判断した場合  
○地域ケア個別会議等での内容の検証が必要  
である旨を担当の居宅介護支援員に連絡

確認の結果、内容の検証が不要と判断した場合  
○地域ケア個別会議等での内容の検証が不要で  
ある旨を担当の居宅介護支援員に連絡



地域ケア個別会議等で内容を検証  
○担当の介護支援専門員の参加を依頼